

◎新潟県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 353号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山橋詰字宮下258番1から 同市松之山橋詰字宮下191番1まで	新	8.2～42.0メートル	207.4メートル
	旧	6.6～37.4メートル	207.1メートル